

第26回サステナブルファイナンス有識者会議

2024年12月12日

ESG関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方

(令和5年5月18日公表)

ESG関連投資の推進「投資信託のESGに関する意見交換会」において、ESG関連投資やESG投信に関する課題に対する資産運用会社としての基本的な考え方として取りまとめられた事項

1. ESG 関連投資の推進

資産運用会社は、投資家の ESG関連投資に対するニーズを踏まえ、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図りながら、サステナブルな社会の実現に向け、ESG 関連投資を推進していくことが重要である。

2. ESG 投信の区分

ESG 関連投資の健全な発展に向け、自社におけるファンドの名称や区分、商品内容、開示等について検証し、監督指針における ESG 投信の範囲を踏まえ、ESG 投信への該当性について、各社適切に判断・区分する必要がある。

3. ESG 投信の情報開示

ESG 関連投資の健全な発展に向け、ファンドにおける ESG 要素の考慮の方法、度合いを踏まえ、投資家の誤認防止の観点から、ESG 投信として区分するファンドについて、実質的に ESGが主要な要素であることが十分に理解可能な内容となるよう、各社創意工夫のうえ、交付目論見書等に情報開示を行う必要がある。

4. ESG 関連投資のあり方、品質管理と組織体制の整備

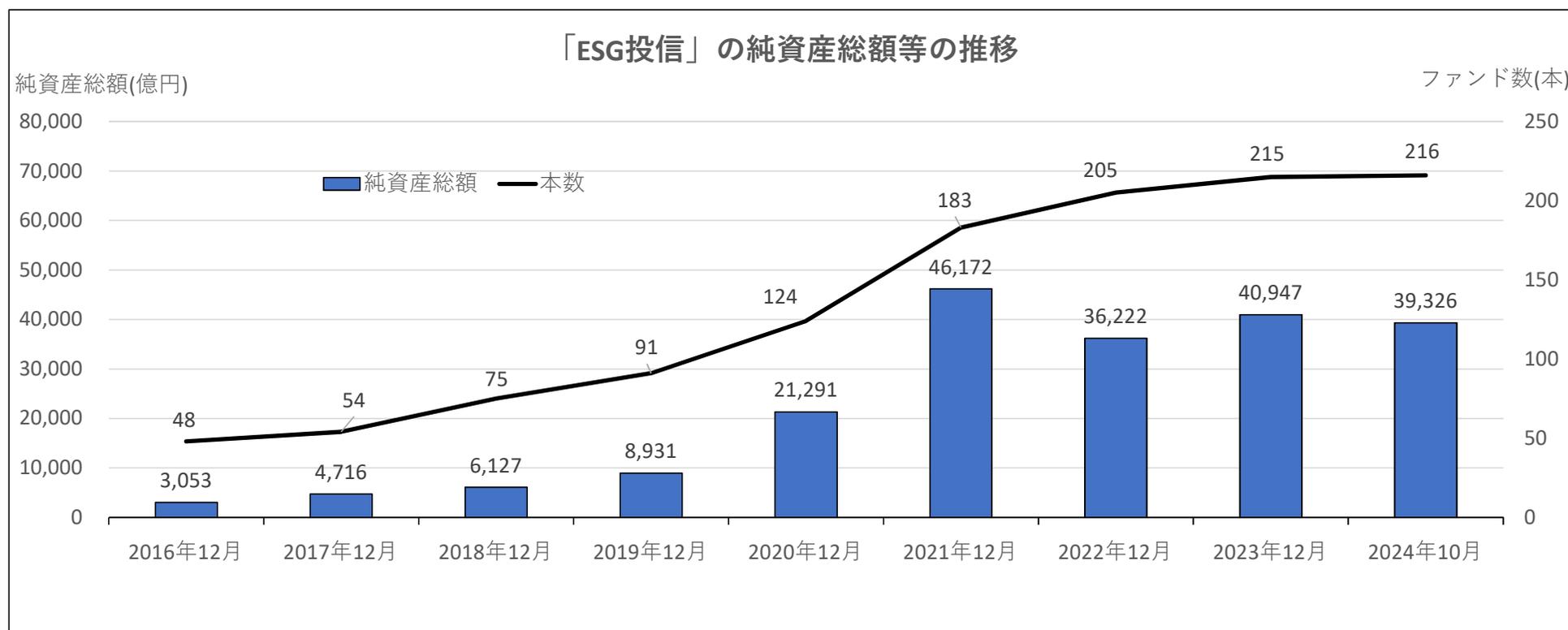
投資信託を通じた ESG 関連投資を行う場合には、個別企業に関する ESG 評価の内容や理由について、組織として共有し、ESG 要素の考慮の方法、度合いに応じ、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行うことが望まれる。加えて、ESG 関連投資を行う社は、品質管理と組織体制の整備に継続的に取り組む必要がある。

5. スチュワードシップ活動

投資信託を通じた ESG 関連投資を行う場合には、投資戦略上の ESG 要素の考慮の方法に応じ、投資先企業の持続的成長に資する経営上の重要な ESG課題の解決に向け、適切なエンゲージメント・議決権行使に取り組むことが望ましい。

公募株式投信における「ESG投信」の動向

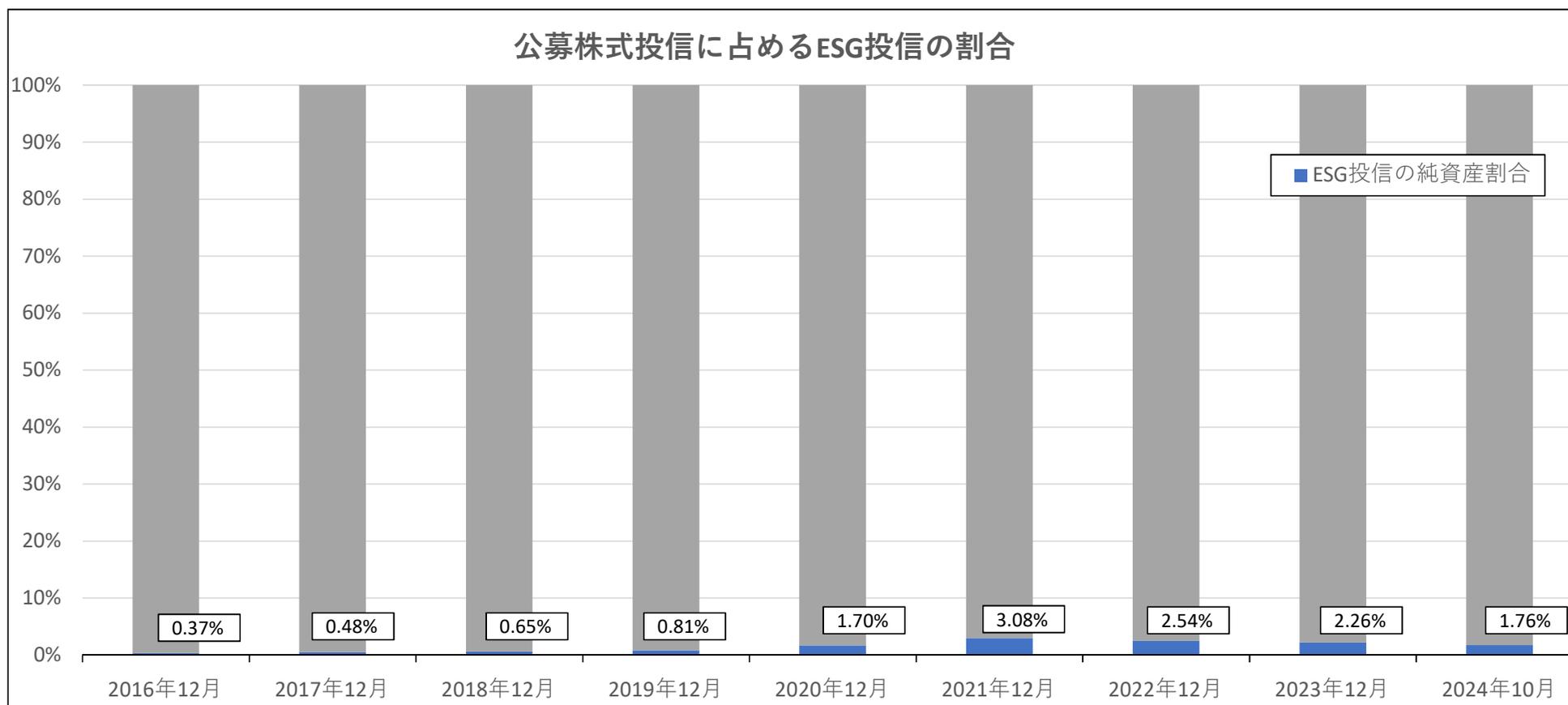
- ・ 監督指針上のESG投信に該当するものは現在**216本**あり、残高は**3兆9,326億円**
- ・ サステナビリティ投資の普及には、**投資信託全体でESGの考え方を取り入れていくことも重要**



(注) 2024年7月末時点で各社が運用する公募株式投資信託のうち、監督指針上の「ESG投信」に該当すると回答した216ファンドを集計

公募株式投信に占める「ESG投信」の割合

・ 公募株式投信に占める「ESG投信」の割合は1.76%(2024年10月末)



(注) 2024年7月末時点で各社が運用する公募株式投資信託のうち、監督指針上の「ESG投信」に該当すると回答した216ファンドを集計